

様式第1号（第7条関係）

受付印

豊岡市特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書

豊岡市長 様

裏面の申請要件に該当するため、関係書類を添えて次のとおり申請し、助成金の交付を請求します。なお、審査にあたり住民基本台帳の閲覧、夫婦各々の本申請時における市税の納付状況の確認、及び医療機関への治療内容等の照会、並びに本助成事業に類する事業を実施する他の自治体への情報の照会及び提供に応じることに同意します。

年 月 日

フリガナ 夫の氏名 (夫の自署)			年 月 日生(歳)	
フリガナ 妻の氏名 (妻の自署)			年 月 日生(歳)	
住所 通知書等送付先	〒 ー 豊岡市		(電話)	
住所 (※1)	〒 ー		(電話)	
	住所が異なる理由			
自己負担額 計 金 _____ 円				
助成申請額 (※2) 金 _____ 円				
2022年4月1日以降に受けた助成の申請回数				
<input type="checkbox"/> 1 この申請が初めて → 今回の治療を開始した時の妻の年齢 (歳)				
<input type="checkbox"/> 2 この申請が () 回目 → 初回の治療を開始した時の妻の年齢 (歳)				
<input type="checkbox"/> 3 助成回数のリセット後、この申請が初めて → 戸籍謄本または死産届の写しが必要 今回の治療を開始した時の妻の年齢 (歳)				
振 込 先 (※3)	金融機関名	銀行 信用金庫 農協		本店 支店 出張所
	預金種別	普通	当座	口座名義フリガナ
	口座番号			左詰記入

- ※1 夫婦の住所が異なる場合に記入。
- ※2 右表を基に算出。
- ※3 口座名義人は申請者のうちいずれかの個人名義であること。

事務処理欄	裏面チェック	<input type="checkbox"/>
決定欄	承認	不承認
支給決定額	円	

		助成上限額	
		保険分または 保険+先進医療分	保険適用外診療分
1回の治療につき夫婦の自己負担額の合計の2分の1と区分ごとの助成上限額のいずれか少ない額を助成する。			
治療区分	A 新鮮胚移植を実施	自己負担額の1/2 または5万円	自己負担額の1/2 または30万円
	B 凍結胚移植を実施		
	C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施(男性は対象外)	自己負担額の1/2 または2万5千円	自己負担額の1/2 または10万円
	D 体調不良等により、移植のめどが立たず治療終了	自己負担額の1/2 または5万円	自己負担額の1/2 または30万円
	E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止		
	F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止	自己負担額の1/2 または2万5千円	自己負担額の1/2 または10万円
男性不妊治療		特定不妊治療の一環として行った場合(精子を精巣または精巣上体から採取するための治療。治療区分Cを除く)は治療区分ごとに夫婦の治療費として合算し助成額を算出する。	

申請には次の要件が必要です。該当する項目に☑を記入してください。

- 1 申請する全治療期間及び申請日に豊岡市に住民票のある夫婦であること。
(いずれか一方が単身赴任等の特別な事情がある場合は申請時に申し出てください。)
- 2 特定不妊治療による治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断されていること。
- 3 夫婦ともに公的医療保険各法における被保険者、組合員、又は被扶養者であること。
- 4 妊孕性温存療法研究促進事業、又はこれに類する事業による助成を受けていないこと。
- 5 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること。
- 6 厚生労働省等が適当と認めた医療機関、又は日本産科婦人科学会登録施設において特定不妊治療を受けたこと。
- 7 生活保護法に規定する扶助を受けていないこと。
- 8 他の自治体において、同様の助成金その他の給付を受けていないこと。
- 9 申請時において、夫婦ともに豊岡市の税金に滞納が無いこと。

次の書類等を添えて申請してください。

- 1 豊岡市特定不妊治療費助成申請書兼請求書(様式第1号)
- 2 豊岡市特定不妊治療受診証明書(様式第2号)
- 3 医療機関が発行した領収書及び診療報酬明細書
- 4 夫婦いずれかの振込口座のわかるもの
- 5 事実婚関係に関する申立書(様式第3号)【事実婚の夫婦の場合のみ】
- 6 夫婦それぞれの戸籍抄本【事実婚の夫婦の場合のみ】
- 7 発行日から3か月以内の戸籍謄本【(1)または(2)の場合のみ】
 - (1) 法律婚の夫婦で住民票の世帯が同一でない場合、婚姻日を確認できるもの
 - (2) 助成回数をリセットする場合、出産した子が記載されたもの
- 8 死産届等の写し【妊娠12週以降に死産に至った場合で、助成回数をリセットする時】
死産届、母子健康手帳の「出産の状態」のページ、死産証書、死胎検案書、
または死亡診断書の写しです。